



＝より良い明日を目指して街づくり＝

（ただいま考え中！）

第50号 2015年4月

小田急金森泉自治会街づくり委員会

■遺産の相続について考える

「終活」という言葉を耳にするようになりました。人生の終わりまでにやっておくべきことは、意外に多いものです。

これまで築きあげてきた資産について、相続が発生した時にトラブルが発生することがあります。第1回目は遺言書を取り上げます。

遺産の相続は、相続する人や割合について法律で決められていますが、死亡する前にご本人の意志をはっきりと文章として記録しておく（遺言書の作成）ことが大切です。

遺言書によって相続の割合が減少する立場の人からは異論が出やすいのですが、正式な手続きのもとに作成された遺言書があれば、トラブルの回避につながります。

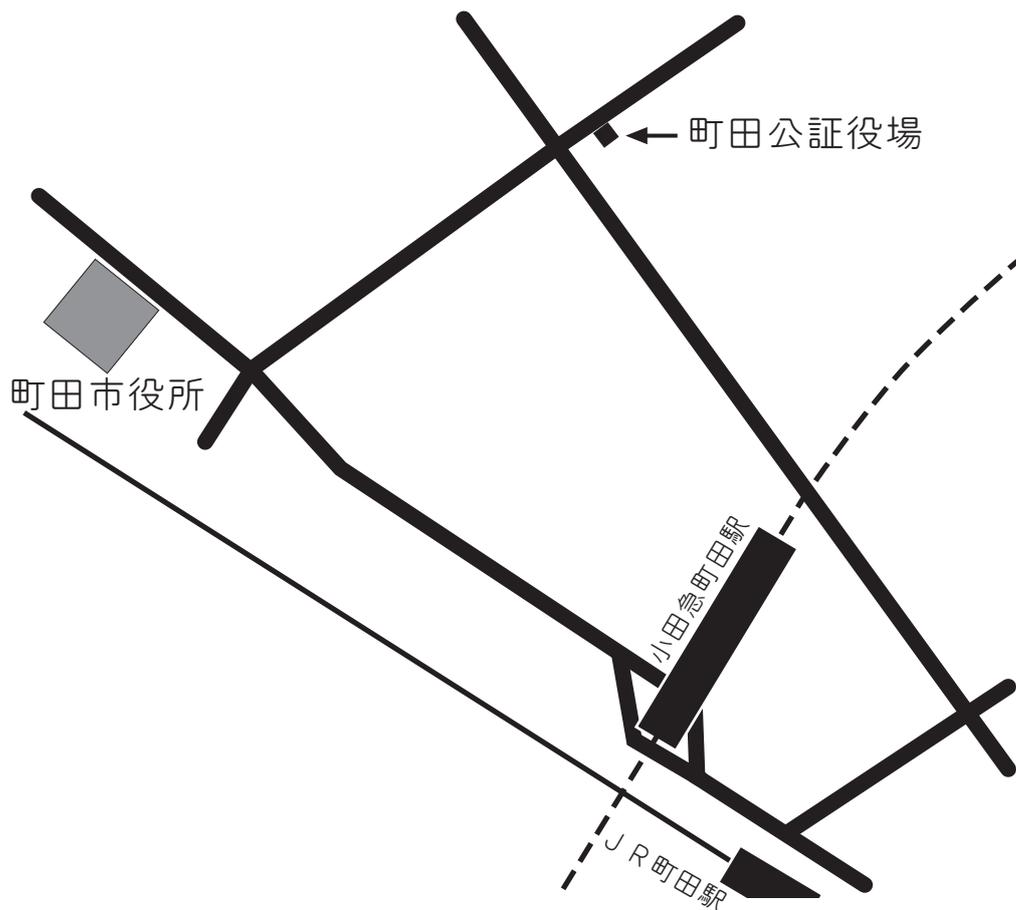
遺言書には自筆証書と公正証書があります。

自筆証書は、自筆で記述します。資産の受け取り人や配分などの本文のほか、遺言書の作成日付を「平成〇年〇月〇日」のように記入します。また氏名と押印が必要です。但し、誰かに捨てられたり、隠されたりされたら、役に立ちません。相続関係者に遺言書の存在を知らせておく事が必要です。なお、遺言書が正式に拘束力を持つためには、開封の際に裁判所の検認が必要となります。

公正証書は、公証役場で、公証人が口述筆記をします。第三者である2人の立ち会いが必要です。公証役場での遺言書作成には若干の手数料が必要ですが、確実な遺言書となります。市内の公証役場は1ヶ所のみです。

【街づくりに関するお問い合わせは】 2班 船橋

tel : 042(795)9423/E-mail : adn75950@rio.odn.ne.jp へお願いします。



所在地：町田市中町1-5-7 地図参照

電話：042-722-4695 FAX：042-722-5693

URL：<http://www.machida-kosho.com/>

他の公証役場を探したい時は、市役所に問い合わせたり、インターネットで検索（全国公証役場所在地一覧 <http://www.koshonin.gr.jp/sho.html>）して調べることができます。

遺言書がないために、裁判所で決めなければならないというケースが増えているそうです。それに要する費用や時間はバカになりません。また、相続争いで親類同士が疎遠になってしまうという悲劇も起こります。将来の自分の大切な家族の平和を考えて遺言書の作成を考えてみませんか。